

解雇規制緩和反対！

労働者が求めるのは、多様な働き方ではなく
雇用の安定・失業のない暮らしだ！

4月6日、『東京新聞』は「安倍首相が雇用規制の緩和について、解雇の自由化なんて考えていないという国会答弁を、雇用の金銭解決のすべてを否定はしない、と軌道修正した」などと報じました。つまり、金さえ払えば自由に解雇出来るというものです。

雇用規制緩和については経済成長戦略の一環として、政府の産業競争力会議（議長：安倍首相）に提起され議論されています。

具体的には「経済成長のために生産性の低い産業から、高い産業への労働移動の促進が必要。そのためには画一的な正社員中心主義を改め、雇用維持型の解雇ルールから世界標準の労働移動型ルールに転換する。そのため解雇の金銭解決を含め解雇手続きを明確に法制化する」という内容です。

正規社員の雇用については「解雇権乱用法理」が確立され、企業の解雇権を厳しく規制し安定雇用が重視されてきました。小泉政権時代の派遣法改正で、非正規社員が急増し社会の格差が広がったことは周知の事実です。産業競争力会議で議論されている内容が法制化されれば、さらに雇用は不安定化し格差は広がる一方です。経済成長の美名の元に、正規社員の雇用にも踏み込んできたということ

です。「成長産業への人材移動を促進する」ときれいごとを並べていますが、簡単にいえば「正規社員の解雇をやりやすくする」ということです。

皆さん、私たちが求めるのは雇用の安定・失業のない暮らしです。産業競争力会議の動きを監視しましょう！

解雇金銭解決 首相、否定せず

労組反発も

府の産業競争力会議の乱発を招くと懸念し、提起されている、という労働組合などの金の支払いで解雇を「金銭解決ルール」をめぐり、国をめぐり解雇規制の緩和を政府内で議論が活発化している。安倍首相は国会で、導入する答弁をした。五日後には金銭解決や法律は企業に厳格しない」と軌道修正した。同会議の民間議員は「不当な解雇は、再就職支援金の支給を条件とし、解雇の手続きを労働契約法に盛り込むべきだ」としている。

4月6日『東京新聞』